

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念である「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、改善を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-5. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の議決権行使】

当社は、定款の定めにより、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めておりません。今後は信託銀行と協議し、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドライン等の検討・整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、業務提携の推進や取引の維持・強化などの目的で上場株式を政策保有することがあります。

政策保有する株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストなどに見合っているかを経営戦略会議で検証し、取締役会に報告しております。保有目的が薄れた株式について売却する方針とし、実施しております。

また、政策保有する株式の議決権行使にあたっては、保有目的に照らして当社の企業価値向上に資する議案であるかどうかを確認したうえで、実施しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社役員が、競業取引および利益相反取引を行う場合には、会社法の定めにより、取締役会の承認を得ることとしております。また、当社は、主要株主に限らず全ての取引について、取引の重要性の程度により取締役会での審議を経る等の手続きを「職務権限規程」に定めております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金制度は確定拠出年金を採用しておりますので、企業年金の運用が当社の財政状態に影響を与えることはありません。なお、従業員に対しては、企業年金加入時の投資教育や年金運用に関する定期的な情報提供などを継続的に行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念、長期ビジョン、経営計画等について、ホームページ、有価証券報告書、事業報告等に開示しております。また、経営計画等の進捗状況についても適宜・適切に開示しております。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスコード原則を含めた当社のコーポレートガバナンスに関する考え方、基本方針については、コーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、株主総会で決議された範囲内で、取締役会規則の定めにより、社外取締役が参加する指名・報酬諮問委員会において各取締役の報酬額を決める仕組みとしております。報酬額決定にあたっては、年度実績および中期経営計画等中長期的な計画の達成度合いを勘案して決定しております。

(4) 取締役会が経営陣の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役・監査役候補の指名にあたっては、取締役会規則の定めにより、社外取締役が参加する指名・報酬諮問委員会において、つぎの方針に基づき候補者案を策定することとしております。業務執行を担当する取締役については、業務に関する豊富な専門知識と経験を有する者を、社外取締役については、豊富な企業経営経験や専門分野における高度な知識と経験を有する者を候補者としております。また、社内監査役については、当社の諸事情・業界知識に幅広く精通した者を、社外監査役については、財務会計等の専門分野に高度な知識を有する者や経営全般に関する幅広い知見を有する者を候補者としております。以上の候補者を、社外取締役・社外監査役が出席する取締役会において審議・決議のうえ取締役・監査役の候補者として決定しております。また、執行役員の選解任にあたっては、「執行役員規程」に定める要件に基づいて指名・報酬諮問委員会が選解任案を策定し、取締役会において決定することとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役の選任理由を指名時に株主総会招集通知参考資料にて開示しており、株主総会の議案説明において十分な説明を行っております。解任の場合も同様に行います。

【補充原則4-1-1. 取締役会が経営陣に対して委任する範囲の概要】

当社は、次の事項について取締役会決議を経るものとしております。

会社法および関連法令に規定された事項

定款に規定された事項

株主総会決議により委任された事項

その他経営上の重要事項等取締役会規則に定められた事項、

上記以外の事項については、取締役会で決議した「職務権限規程」により、取締役会が各取締役・執行役員に対して権限委譲する事項を定め、経営陣による業務執行が効率的に行える体制としております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準をもとにした社外役員の独立性基準を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に開示しております。また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保した構成としております。また、業務執行が効率的に行えるよう、業務執行取締役・執行役員への権限委譲を明確にすることにより、取締役会の規模についても適切なものとしております。社内取締役については、研究開発・生産および営業部門ならびにこれらの部門運営を支援する管理部門のバランスを考慮して選任しており、社外取締役については、独立性に配慮したうえで、企業法務に関する高い識見と経験を有する者1名と、国内外において豊富な企業経営経験を有する者1名を選任しております。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の他の上場会社との兼任状況】

当社は、社外取締役・社外監査役の重要な兼職状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示しております。当社の社外取締役・社外監査役の他の上場会社での兼職数は合理的な範囲と考えております。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性評価】

当社第157期(平成30年5月期)については、取締役会を17回(定例12回と臨時5回)開催し、業務執行に関わる重要事項は適切かつ迅速に決定しております。第156期より社外取締役を2名体制としておりますが、社外取締役は、事務局から取締役会決議事項ほかについて事前に説明を受け、事前検討のうえ、高い識見と独立した立場から積極的に意見を述べております。また、監査役は、取締役会決議事項ほかについて事前検討のうえ、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べております。なお、取締役会における社外役員の割合は3分の1以上であり、社外役員からの客観的な意見を取締役会決議および業務執行に反映させるなど、取締役会全体の実効性は確保できていると評価しております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を果たすために必要な知識・スキルを習得することを奨励し、外部機関主催の研修会への参加等の機会の提供や必要な費用の支援を行っております。社外取締役および社外監査役に対しては、必要に応じて、各部門から事業内容や中長期的な取り組み等の説明をすることとしております。また、コーポレートガバナンスや会社法に関するテーマ等について、全取締役・監査役を対象にした集合研修を適宜行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画部をIR担当窓口としており、株主や投資家からの対話申し込みに対しては、半期ごとに発行する「株主の皆様へ」を通してなどで適切に対応しております。

また、株主や投資家に対して、通期および第2四半期決算後に社長を説明者とする決算説明会を開催するとともに、第1四半期および第3四半期決算後には決算ミーティングを開催しております。さらに、株主や投資家向けの工場見学会、機関投資家向けスモールミーティング等も実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	533,900	5.48
東日本旅客鉄道株式会社	480,000	4.93
東洋電機従業員持株会	439,111	4.51
日本生命保険相互会社	337,690	3.46
株式会社三菱UFJ銀行	270,121	2.77
東洋電機協力工場持株会	239,268	2.45
株式会社日立製作所(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	220,000	2.25
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / JANUS HENDERSON HORIZON FUND	216,800	2.22
山内 正義	210,500	2.16
株式会社横浜銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	207,690	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記のほか、当社は自己株式792,288株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
茅根 熙和	弁護士											○
山岸 隆	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茅根 熙和	○	弁護士登録(第二東京弁護士会)(昭和44年)、茅根・春原法律事務所設立(昭和57年)、経営法曹会議代表幹事(平成23年)、公益信託(NEXCO関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金)信託管理人(平成25年)、公益財団法人鉄道弘済会理事(平成26年)、丸善CHIホールディングス株式会社社外取締役(平成27年)、同社取締役監査等委員(平成28年)、経営法曹会議顧問(平成29年)	弁護士の資格を有しており、これまでに培われた企業の法務に関する高い識見と豊富な経験を活かして経営全般に関する有効な助言を頂くことで、株主各位の負託に充分応え得る人物であると判断しております。

山岸 隆	○	帝人株式会社入社(昭和45年)、Teijin DuPont Films S.A.取締役社長(平成8年)、帝人グループ執行役員(平成11年)、帝人株式会社フィルム事業グループ長・Teijin DuPont Films, Global Joint Venture, Vice Chairman and COO(平成16年)、帝人株式会社最高技術責任者・同社常務取締役(平成17年)、同社専務取締役(平成18年)、同社取締役副社長(平成20年)、同社代表取締役副社長(平成21年)、同社顧問役技監(平成22年)、同社顧問役(平成24年)	国内外における豊富な企業経営経験や高度な専門知識を有しており、幅広い識見とグローバルな視点を活かして経営全般に関する有効な助言を頂くことで、株主各位の負託に充分応え得る人物であると判断しております。
------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

経営陣幹部と取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部・取締役の報酬決定についての方針と手続は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3-1に記載しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、被監査業務から独立した社長直轄の監査部に4名を配置し、監査役監査と連携して有効性の高い内部監査を実施しております。監査部には、公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)などの資格を有する者を配置しております。監査役は、適切な監査業務を行うため、監査部、会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容に関する情報交換を行っております。なお、監査役川村義則氏は、早稲田大学商学学術院教授を務めるほか、金融庁企業会計審議会幹事・専門委員、公認会計士試験試験委員等の経験を有しており、また、監査役三木康史氏は、金融機関における長年の経験があり、共に財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

コーポレート・ガバナンスを強化するため、監査部は、活動計画および内部監査の実施結果について取締役会、監査役へ報告することにしております。監査役は、会計監査人と定時株主総会後に監査打合せを開催し、監査計画についての意見交換を行っております。また、会計監査人より四半期レビュー結果を口頭・文書にて受領し、期末監査への対応を確認しております。期末監査結果についても会計監査人より法定文書を受領し、口頭にて報告を受けております。なお、会計監査人による棚卸・子会社往査には、原則、監査役が立ち会っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

ストックオプションその他のインセンティブ施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業年度ごとの取締役の報酬総額については、事業報告及び有価証券報告書にて開示しております。
なお、第157期事業年度における当社取締役としての報酬総額は、167百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与相当31百万円は含みません)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、企業価値の持続的向上に向けた取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬の総額枠を株主総会で決議しております。基本報酬は、使用人の最高位の年収を基礎とし、役位毎に役割の大きさに応じて決定する固定報酬としております。また、賞与は、経営に対する貢献度、業績に連動させるため、事業年度における連結営業利益および個々の取締役の業績貢献度をもとに決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役には、取締役会等重要会議の開催日について予め連絡し、予定を確保しております。また、社外監査役には業務監査・会計監査人の監査報告等の日程について予め連絡し、予定を確保しております。取締役会の資料については事前に配布することとし、必要に応じて事前の説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0 名

その他の事項

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、平成30年5月31日付で相談役制度を廃止いたしました。なお、役員退任後にこれまでに培ってきた取引先との関係維持や対外的な活動などに限り、取締役会の決議を経たうえで、顧問を委嘱することがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、法令および定款に基づく会社の機関として、株主総会および取締役の他、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置しております。平成30年6月には、コーポレートガバナンス強化のため、取締役会の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は主にガバナンスを担い、業務執行は主に執行役員が担う体制といたしました。当社は、取締役会における監督機能に加え、監査役(会)による監査機能がともに有効に機能するよう努めており、現状の体制は十分に機能していると考えております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、毎月1回定例開催するほか必要に応じて臨時開催し、執行役員から業務執行報告を受け、取締役会専決事項をはじめ経営の重要事項について審議・決議するとともに執行役員の職務の執行状況を監督しております。

また、経営戦略会議・業務執行報告会等の会議体を設け、業務執行部門長より代表取締役社長へ具体的な業務執行や取締役会付議事項を含む経営重要事項について報告し、事前審議・討議をしております。

会議の討議事項については、職務権限規程に基づき、取締役会付議事項は取締役会にて決議、その他は稟議等により、業務執行権限者が決裁しております。

監査役は、社外監査役3名(1名は独立役員)を含む4名で、取締役会に出席し、執行役員の業務執行報告や取締役会専決事項の審議プロセスにおいて適切な意見を述べるなど経営の監視をするとともに、監査役会が定める監査方針・業務分担に従い、当社およびグループ会社の業務や財産状況を監査しております。

これら各機関が実効性をもって機能するために、内部統制の基本方針を取締役会で決議し、業務の適法性および効率性を確保するための体制として次のとおり内部統制システムを整備しております。

会計監査業務を執行する会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人で、その業務執行責任者は、公認会計士2名です。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士資格を有する10名を含む42名であります。なお会計監査人の独立性を確保するため、当該監査法人との監査契約、その監査報酬額の決定については、監査役会の事前同意を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法令および定款に基づく会社の機関として、株主総会および取締役の他、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置しております。平成30年6月には、コーポレートガバナンス強化のため、取締役会の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は主にガバナンスを担い、業務執行は主に執行役員が担う体制といたしました。当社は、取締役会における監督機能に加え、監査役(会)による監査機能がともに有効に機能するよう努めており、現状の体制は十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、通常の2週間前発送から、少しでも早く発送するよう努めております(平成30年8月の定時株主総会では22日前発送しております。また、招集通知は、発送の5日前に当社ホームページ上に掲載しております。)。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年8月開催の定時株主総会より、議決権行使の電子化を実施いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成28年8月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	平成29年8月開催の定時株主総会より、招集通知の英訳を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算報告並びに当該年度の経営戦略等のIR説明会を原則として年2回(第2四半期決算・期末決算)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	【当社ホームページURL】 https://www.toyodenki.co.jp/ 【掲載している投資家向け情報】 ・決算短信 ・事業報告 ・有価証券報告書、四半期報告書 ・その他、適時開示情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動を推進強化するため、経営企画部広報・IR・CSR課を設置し、担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動への取組みの指針として環境理念を制定しております。また、ISO14001環境マネジメントの認証を全社において取得しております。その他、CSR活動も積極的に推進しており、各取組み等の内容は、CSR報告(東洋電機製造レポート内)を年1回発行し、その中で紹介しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

[内部統制システムの基本方針]

当社は、内部統制システムを整備し運用していくことが、経営上の重要事項であると考え、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備する。本方針の実現をより確実にするため、取締役会の下部組織である内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況を定期的に確認し、本方針の継続的見直しを実施する。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、経営理念の一つである「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」ことを企業活動の原点としており、これを踏まえて制定した「コンプライアンスの手引き(東洋電機製造倫理規範)」を当社及び当社グループ会社全ての役職員に配布し、周知徹底を図る。また、グループ全体を対象とした年間研修計画に基づき研修を実施することにより、コンプライアンスに係る知識を高めるとともに企業倫理を尊重する意識を醸成する。

(2) 当社は、内部通報の受付窓口を社内及び社外に設置し、問題を早期に発見し、必要な措置を速やかに講じる。

(3) 監査部は、業務執行の適正を確保するため当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。

(4) 当社及び当社グループ会社は、内部統制を有効に機能させるため自己点検制度を導入し、モニタリングの充実を図る。

(5) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制を構築するとともに、その内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

(6) 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力と取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る保存すべき重要な情報は、法令及び社内規定の定めによる保存期間・方法により文書または電磁的媒体に記録し、適切に管理する。また、これら取締役の職務の執行に係る情報及びその保存・管理状況について、監査役がいつでも閲覧または監査することが可能な状態とする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会のもとに設置した内部統制委員会において、リスク管理基本規程に基づき、当社及び当社グループ会社におけるリスクを分析、評価し、同委員会の報告に基づいて、リスクの種類、程度に応じた実効性のあるリスク管理体制を構築する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、業務分掌規程、職務権限規程、文書管理規則等の社内規定を整備するとともに、その適切な運用に努める。

(2) 当社は、定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認するとともに重要事項を決議する。必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(3) 当社は、業務執行報告会を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認する。

(4) 当社は、経営戦略会議を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務執行における課題及び経営課題への対応を討議する。

(5) 監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務改善を提言することにより、当社グループ会社の適正かつ効率的な業務執行を確保する。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社は、グループ経営基本規程及びグループ経営運営要領に基づいて、当社グループ会社に対し、重要な事項の事前承認及びグループ経営上必要な事項の報告を義務付ける。

(2) 当社は、国内グループ会社会議及び海外グループ会社会議を原則として各々年2回開催し、当社グループ会社の事業計画の進捗状況及び業務の執行状況を検証する。

6. 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の監査活動を補助するために、監査役スタッフを配置する。その人選に関しては監査役と取締役が意見交換を行って決定する。また、当該使用人の監査役スタッフとしての業務に関しては取締役からの独立性を確保する。

7. 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや事業及び財務に重大な影響を及ぼす可能性があると判断したときは監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者は、これらの報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにする。

(2) 監査役は、取締役会並びに重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要な社内会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、議事録等を閲覧することができる。

(3) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部及び会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容について説明を受けるなど情報交換を行う。

(4) 当社は、監査役の監査活動に要する費用のうち、定常的に発生する費用については会社の経費予算に計上して支出し、臨時に発生した費用についてはその請求に基づいて支出する。また、監査役は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱し、定期的または必要な都度相談できる。

なお、事業年度ごとの「内部統制システムの基本方針」の運用状況については、招集通知に記載しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たないことを、内部統制システムの基本方針としております。反社会的勢力の排除に向けて警察および外部団体(特殊暴力防止対策協議会)と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、情報交換を定期的に行うほか、担当者の定期的な研修会、会合等への参加により、不当要求に備えた対応力の習得、向上を図っております。

